

Risk & Insurance Service

IBA COVER®

Contract Disclosure

保険仲立人法人

||| IBA
FG

株式会社 日本総険

Insurance Broking & Agency

四圍財務局長登録第1号 (1996.12)

大蔵省認可第1200号 (1997.6)

保管のお願い

本書は保険業法に定められた「弊社の立場の開示と取引に関する重要事項」が記載された公式書面です。



The Company Guidance

会社案内

設立趣旨

株式会社日本総険は、平成8年(1996年)4月に施行された新保険業法により、我国に初めて導入された保険仲立人制度に基づいて設立いたしました。

平成8年10月より登録開始となり、同12月に会社設立、同月四国財務局に登録許可を取得し、平成9年(1997年)6月、大蔵省本庁より長期保険契約認可を取得した公式な保険仲立人です

当社の業務志向は、ユーザーファーストの理念のもと、保険の自由化に対応した全く新しいビジネスモデルを持ち、高いレベルのリスクサーベイ技術を保有し、豊富なリスクヘッジ情報を提供できることです。また、業務資質は守秘義務を果すことはもちろん、法律上のコンプライアンスを守る体制をシステム化して対応していることが特色です。

当社は、真にお客さまの代理人として、リスク管理上の保険調達を、技術として捉え、IBA COVERとして商品化し、新しい思考のもとサービス提供をしております。

仲立人登録

登録番号	大蔵省四国財務局長第1号
登録年月日	平成8年(1996年)12月25日
取扱う保険の種類	損害保険契約 生命保険契約

長期保険契約認可

認可番号	大蔵省銀行局第1200号
認可年月日	平成9年(1997年)6月10日
認可内容	長期保険契約媒介

保険業法施行令に規定する保証金

2億3700万円(平成28年3月首)

保険仲立人に関する法律条文

保険業法 296 条	保険仲立人の氏名の明示
保険業法 297 条	保険仲立人は取引する保険会社や、供託する保証金の内容を開示する
保険業法 298 条	保険仲立人は結約書を発行する
保険業法 299 条	保険仲立人は誠実義務(ベストアドヴァイス)がある
商法第 543 条～ 第 550 条	仲立営業について明記
民法 第 656 条	仲立営業は準委任(法律行為以外のこと)行為である

弊社は保険業法に基づき公式に認可された保険仲立人です。

名 称	株式会社 日本総険
代表者名	葛石 智
所在地	本店：香川県高松市古新町2番地3 三井住友海上高松ビル2F 3F 連絡先 tel(087)823-2850 fax(087)823-2775 東京店：東京都台東区上野3-10-11-803 連絡先 tel(03)3667-0505 fax(03)3667-7461
設 立	平成8年(1996年)12月9日
資 本 金	8,420万円
業 務 内 容	1. 生命保険及び損害保険の保険仲立(媒介)業務 2. 企業経営上の各種リスク調査、分析並びにリスクの評価、及び回避の相談コンサルティング業務 3. 経営及び労務コンサルティング業務 4. 保険に関する事故処理及び管理並びに防災にかかわるコンサルティング業務 5. 資産運用並びにキャプティブコンサルティング業務
主要取引保険会社	三井住友海上火災、東京海上日動火災、損害保険ジャパン日本興亜、ニューインディア保険、セコム損害保険、あいおいニッセイ同和損保、Chubb 損害保険、AIU 損害保険、三井住友海上あいおい生命、東京海上日動あんしん生命、SJNK ひまわり生命、NN 生命、アクサ生命、オリックス生命、ロイズ ジャパン その他の国内外保険会社
グループ案内	損保・生保代理業 日本総合保険企画株式会社 労働保険事務組合 日 総 社会保険労務士事務所 日 総
関 連 案 内	一般社団法人日本保険仲立人協会 正会員

C Contract with Business

保険仲立人お取引約定

(自己の立場に関する事項について)

この約定は、弊社の保険仲立人としての立場をお客さまに正しくご理解いただくため、保険業法に基づいて交付を義務づけられているものです。従って、この約定の記載事項は大変重要ですので、必ずご熟読いただき内容を十分ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

第1条 (保険仲立人の定義)

保険仲立人とは、お客さまが保険会社との間で締結する保険契約の媒介を行うものであって、生命保険募集人および損害保険募集人が、その所属保険会社のために行う保険契約の媒介以外のものを行う者です。

第2条 (保険仲立人の「登録」及び「登録簿」の縦覧)

保険仲立人は保険業法に基づき保険仲立人試験に合格することにより所定の手続きを行い、金融庁に備える「保険仲立人登録簿」に登録されます。お客さまが、その登録の有無を確認する場合、所轄財務局に備え付けている「保険仲立人登録簿」を自由に縦覧することができます。

第3条 (弊社の業務内容)

弊社は、お客さまが保険会社との間で締結する保険契約の次の各号の媒介業務を行います。
また、保険関連および派生商品等についてのコンサルティング業務を行います。

- ① リスクについての調査・分析・提言・アドバイス
- ② 保険内容についての交渉
- ③ 保険会社の斡旋
- ④ 保険契約の締結手続き
- ⑤ 保険契約の維持・管理に係わるお客さまの事務代行
- ⑥ 事故時の対応アドバイス、手配処理、保険会社交渉、及び保険金請求事務代行

第4条 (弊社の権限に関する事項)

弊社は保険会社を通じて、次の各号の業務を権限として行うことはできません。

- ① 保険契約の締結
- ② 保険契約の変更・解除の申し出の受領
- ③ 保険料の領収もしくは返還
- ④ 保険契約についての告知 通知の受領
- ⑤ 事故の際の保険会社の保険金支払責任の有無の判断、及びお支払いする保険金額の決定
- ⑥ 保険証券の発行

第5条 (ベストアドバイス義務)

弊社は、お客さまの保険についての要望に沿った保険商品を手入できるように尽力致します。

第6条 (損害賠償に関する事項)

弊社が行う保険契約締結の媒介に関して弊社が、その義務を果たさなかったことにより、お客様に損害を与え弊社に法律上の損害賠償義務が生じた場合は、その損害を賠償致します。この場合、保険会社には一切の責任はありません。

第7条 (保険契約締結の媒介にかかわる手数料等)

弊社の媒介により成立した保険契約に関する手数料は保険会社から受領し、お客さまに対しては一切、請求は致しません。

第8条 (保険契約締結の媒介以外の手数料等)

弊社は保険契約の締結の媒介とは別に、お客さまのために行ったサービスに対する報酬については、お客さまが、その支払いを事前に承諾することにより、これを受け取ることができます。この場合、保険仲立人は当該サービスの提供前に書面で、その報酬の明細をお客さまに開示するものとします。

第9条 (指名状の交付および撤回)

お客さまが交付した指名状を、弊社が受領してお取引の確定となります。また、いつでもお客さまは指名状を撤回することができます。撤回に際して、保険契約締結に至らない場合、あるいは、不当な途中解約の場合で、その原因がお客さまにある場合は、委託プログラム保険料相当額の15%の費用を申し受けます。

第10条 (お客さまの自己責任について)

お客さまが選択される保険商品、及び保険会社の最終決定については弊社の義務の履行に欠陥がない限り、お客さまの自己責任となります。

第11条 (弊社の守秘義務)

弊社が業務を行うにあたり、お客さまより入手した情報については、お客さまの承諾がない限り、業務遂行以外の目的には使用致しません。

第12条 (取り扱う保険契約の種類)

弊社が取り扱う保険契約の種類は以下の通りです。

生命保険契約 損害保険契約

保険業法関連のご説明

「個人情報の保護に関する法律」のご説明

個人情報保護に関する基本方針

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険仲立業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、損害保険、生命保険、再保険、共済等の商品調達ならびに、これらに付帯・関連する各種コンサルティングサービスの提供など、当該業務の遂行に必要な範囲内で利用し、それ以外の他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等により通知し、またホームページ（アドレス）等により公表します。

3. 個人データの安全管理措置

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または棄損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

4. 個人データの第三者への提供

弊社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要があるとき。
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5. センシティブ情報の取扱い

弊社は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」をいいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ②保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ③相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 弊社に対するご照会

下記お問い合わせ窓口にお問い合わせください。また保険事故に関するご照会については下記お問い合わせ窓口のほか、保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

●お問い合わせ先

保険仲立人 (所在地) 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル2F 3F
(名称) 株式会社 日本総険
(受付時間) 土日祝日年末年始を除く 午前9時～午後5時
(電子メールアドレス) : info@iba-ns.co.jp
(ホームページアドレス) : http://iba-ns.com

弊社の個人情報の利用目的について

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

個人情報の利用目的

弊社は、各保険会社と保険業務契約がある保険仲立人であり、取得した個人情報を、損害保険、生命保険、再保険、共済等の保険調達ならびに、これらに付帯・関連する各種コンサルティングサービスの提供など、当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、またはホームページへの掲載などの方法により公表します。

指定紛争解決機関の公示

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

指定紛争解決機関

名称	一般社団法人保険オンブズマン
住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F
電話番号	03-5425-7963
受付時間	土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時
メールアドレス	kujo@hoken-ombs.or.jp
ホームページ	www.hoken-ombs.or.jp

「保険オンブズマンについて」

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正 中立、簡易 迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続を実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

○当社の相談 連絡 苦情受付窓口の公表

当社の業務に関する相談 お問合せ 苦情は次にご連絡下さい。

電話番号	087-823-2850
受付時間	土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～午後5時
窓口担当	責任者 神原正晶
ホームページ	http://iba-ns.com

「保険業法第296条」にかかわる業務のご説明

事故発生報告ならびに保険金請求・受取にかかわる注意事項

1. 事故報告発生について

事故発生があった場合は、遅滞なく弊社事故受付窓口で書面によるご連絡をお願いします。

オーダー化し、調達されたお客様の保険は、損失カバーの適否の判断および、それに対応した処理をするための、現場立合、サーベイヤーの手配、鑑定人の手配等において極めて専門性を有するものです。

したがって、口述のみで対応することが難しいケースがあり、また、言い誤り、聞き誤りが発生する場合も考えられます。これが社会的コンプライアンスに抵触することに発展する為、書面による事故通知をもって正式通知とさせていただきます。特に、弊社社員の携帯電話への事故報告は、ご遠慮下さいませようお願い申し上げます。

事故受付窓口への第一報を承れば、技術部サービス担当より発生事故に適した事故報告書フォームをFAX送付いたします。フォームに従い内容を記載して、速やかにご報告下さい。メールによる場合でも結構です。

上記の必要な手配は、第一報で速やかに実行しますので、電話による場合は、その時点で可能な限りの情報の提供をお願いします。

弊社は、保険会社よりの正式な保険適用の有無確認通知をもって、お客様への保険適用の有無通知をいたします。保険責任としての有無判断は、保険会社の業務です。したがって弊社は保険会社の通知により、最終確認することになります。この為、事故発生日より相当遅れて通知報告することも有り得ますので、あらかじめご了承下さい。弊社からのお客様への有無通知をもって、保険金請求事案としての正式な事故報告・受付の完了となります。

弊社は、有無通知日以降において、有責事案について、事故処理に関わる仕事に対する責任を負います。ただし、保険金等の額に責任を負うものではありませんのでご注意ください。(ロスコンサルティング契約がある場合は、契約内容によるものとします。)

2. 保険金等請求・受取について

保険金等は、原則被保険者の指示により、受取人を定めて支払われます。しかしながら、保険約款上、最終受取人が定められた保険もありますので、ご注意ください。

保険金等の額の決定は、保険会社の業務です。よって弊社は、この額の算定が保険約款に従った適切なものであるかどうかの確認・検証をするため、保険会社との交渉をいたします。

保険金等の額高によって、法人登記簿、印鑑証明等の付帯書類を保険会社より求められる場合がありますので、ご了承下さい。

弊社、または社員・従業員が、保険金を一時的にでも、お客さまを代理して直接請求したり、受領したり、保管することは、いかなる条件下の場合でも一切禁止しております。万一、ご不信が発生した場合は、弊社コンプライアンス管理者又は担当役員までご連絡をお願いいたします。

3. 個人情報のお取り扱いについて

弊社では事故に関するお客さまの個人情報につきまして、次の利用目的の達成に必要な範囲内で取得・利用・提供いたしますので、ご了承をお願いいたします。

- ・保険契約の履行の的確、ロスコントロールおよび各種サービスの提供などのために、保険事故の関係者（修理工場、医療機関、損害保険会社、共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（サービス機関を含む）、その他の必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらのものから提供を受けることがあります。
- ・保険会社による保険金支払健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、損害保険料算出機構、他の損害保険会社、共済等に提供もしくは登録を行い、またはこれらのものから提供を受けることがあります。
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求などのために、再保険引受会社に提供を行うことがあります。

事故受付窓口

サービス担当者 本木 康仁 ・ 溝渕 弘樹

TEL087-823-2850 ・ FAX087-823-2775

e-mail jiko@iba-ns.co.jp

お問い合わせ窓口（ご質問、苦情等）

コンプライアンス管理者 田中 千尋

コンプライアンス担当役員 葛石 智

TEL087-823-2850 ・ FAX087-823-2775

e-mail compliance@iba-ns.co.jp

「保険業法第300条」にかかわる重要事項説明ルールについてのご説明

対象保険商品

自動車、火災、傷害医療（第三分野）、個人向け賠償とします。（事業者向け商品は必須ではありません。）

重要事項説明のルール

重要事項説明を行うにあたり、法律上ではその代表的なものを「契約概要」と「注意喚起情報」に分類した上で、それらを記載した説明書類を作成しますが、弊社では、結約書にて契約概要を記載しています。なお、注意喚起情報は商品ごとに差異がありますので、保険会社の作成する情報に従うことにいたします。

〈契約概要（顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報）の項目〉
 （損保・生保共通。変額保険・変額年金・外貨建保険についてはさらに追加項目あり）

- ・当該情報が「契約概要」であること
- ・商品の仕組み
- ・補償の内容
- ・付加できる主な特約及びその概要
- ・保険期間
- ・引受条件（保険金額等）
- ・保険料に関する事項
- ・保険料払い込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）
- ・配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）
- ・解約返戻金の有無及びそれらに関する事項

〈注意喚起情報（顧客に対して注意喚起すべき内容）の項目〉
 （損保・生保共通。変額保険・変額年金・外貨建保険についてはさらに追加項目あり）

- ・当該情報が「注意喚起情報」であること
- ・クーリングオフ
- ・告知義務等の内容
- ・責任開始期
- ・支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち、主なもの
- ・保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等
- ・解約と解約返戻金の有無
- ・セーフティネット 等

苦情・相談について

契約締結に際しては、保険会社の苦情・相談受付先の明示と、損保協会および生保協会の苦情・相談窓口の明示が記載された文書をお渡ししますので、大切に保管下さい。

保険募集にあたって

保険募集にあたっては、「契約概要」と「注意喚起情報」の交付時に、書面を読むことが重要であることを告知して、書面の内容を説明することになり、また商品の特性によっては、契約締結に先立ちお客様が書面の内容を理解するための十分な時間を確保することが求められていますので、これらを配慮した保険契約の締結を致します。



会社沿革

- 平成 4 年 (1992 年) 5 月 日本国に保険仲立人制度の解禁を求め JIB 社 (177 社の全国の大型代理店が出資) を設立して国へ要請活動を展開、葛石智が代表を務める
- 平成 5 年 (1993 年) 10 月 葛石智が大蔵省保険仲立人制度懇談会委員を務める
- 平成 8 年 (1996 年) 4 月 改正保険業法が施行され、保険仲立人制度が日本国に導入される
- 12 月 株式会社日本総険を設立し四国財務局局長第 1 号登録を取得
- 平成 9 年 (1997 年) 1 月 高松において四国初の保険仲立人ビジネスを開始
- 6 月 大蔵省本庁より長期保険契約媒介の認可を得る
- 7 月 第 1 号の指名状が建築設計事務所より発行される
- 平成 10 年 (1998 年) 4 月 第 1 号のリスクコンサルティング契約を眼科医院と締結
- 6 月 保険仲立人業界初のブローカー ソフトの自社開発に成功し運用を開始
- 平成 11 年 (1999 年) 4 月 社内に技術部を設け、リスクサーベイ、資産の評価を行なう体制を整備
- 平成 12 年 (2000 年) 10 月 第 1 号のロス・コントロールコンサルティングをピザ宅配事業者より受注契約
- 平成 13 年 (2001 年) 4 月 保険仲立人業務を遂行プロセスを社内で確立し、独自の BM を立ち上げる
- 平成 14 年 (2002 年) 4 月 第 1 号のリスク管理委員会の運営を医療法人グループより請負、契約を締結
- 平成 15 年 (2003 年) 4 月 社内にて保険仲立人実務者育成教育プログラムを開発し運用開始する
- 11 月 法人契約者が 50 社を超える
- 平成 16 年 (2004 年) 6 月 資産評価のソフトウェアの新規開発により作成時間が 1/3 に短縮
- 平成 17 年 (2005 年) 2 月 自動車保険並びに個人顧客を専門に取り扱う日本総険 MS リテール (代理店) を設立
- 平成 18 年 (2006 年) 7 月 ブローカーシステムソフトを改編し、新たにワーディング業務が電子化される
- 平成 18 年 (2006 年) 12 月 業務拡張に伴い増床。入室管理システムを設置し、顧客情報の管理をハード面に置いても整備を行ない、セキュリティレベルを向上させる
- 平成 19 年 (2007 年) 4 月 保険監督基準の改正による「意向確認」の適合のため結約書のフォームを改正
- 平成 21 年 (2009 年) 3 月 葛石智が (社) 日本保険仲立人協会会長として金融庁金融審議会にて制度問題について参考人意見陳述を行う
- 平成 22 年 (2010 年) 3 月 2010 瀬戸内国際芸術祭のリスク管理を香川県より受託
- 11 月 ヘッジバインダーを導入し、特に賠償リスクに対し顧客と保険会社の齟齬を防ぐ取組を開始
- 12 月 弁護士法人事務所と協同契約を締結しリーガルサービスを開始
- 平成 23 年 (2011 年) 3 月 事故受付専用のコールセンター・サービスを開始
- 平成 24 年 (2012 年) 6 月 葛石智が (社) 日本保険仲立人協会会長として、金融相金融審議会 WG に業界代表として保険業法改正に参画する
- 平成 25 年 (2013 年) 3 月 2013 瀬戸内国際芸術祭のリスク管理を香川県より受託
- 平成 26 年 (2014 年) 10 月 企業向けにリスクカバースペックを作成し、リスク視点での保険調達サービスの透明化を向上させる
- 平成 27 年 (2015 年) 12 月 監査法人による会計監査を開始する
- 平成 28 年 (2016 年) 3 月 2016 瀬戸内国際芸術祭のリスク管理者を香川県より受託
- 9 月 業務管理にダイアログマネジメントシステムを採用し、運用を開始
- 11 月 「IBA COVER」の商標権を取得



日本総険の企業理念

リスクからお客様の資本を守ること

企業理念をご説明します

〔主旨〕

企業危機にあつて、資本の完全な復旧、回復と第三者賠償責任に対する適格な措置の手段を保持するためには、事業活動危険のオールリスクカバー (all Risk cover) による防御を目指すべきであると提言するものです。

＜定義＞ リスクとは、損失の可能性です。必然的に発生する損失は除きます。
オールリスクカバーとは、保有するリスクを可能な限り企業外に転嫁し、自家保有しないこと。

〔理由〕

知才ある経営者の方は、「リスクあるものは可能な限りヘッジする努力に価値がある」と認識されていると、私たちは推察しています。もし、リスクヘッジしないのであれば自家保有となり、資本を守ることにおいて、常に損失危険にさらされていることになり、難行な経営のかじ取りになるのではないのでしょうか。

まず、一般的なリスクに対する誤解は、リスクを発生するかしないかだけで捉えることです。正解は、リスクは必ず発生するものとして受け止めることにあります。ただ、何年サイクルの中で発生するかは予想値に基づいて判断することなのです。リスクでも、一定率で損失発生を認識できるものは予防対策によって除いて行くものであり、また損失が想定されても発生確率が判断出来ないリスクがあれば、このリスクこそヘッジすべき対象として対処するように、リスクの分別が必要です。

そこで、ヘッジの対象となったリスクには、どの様なシステムを選択し、信頼度の高いヘッジ引受先を利用し、かつ低コストでリスクを引受けてもらえるかの手段 手法を保持することが、経営者にとって価値ある最重要課題であると私たちは確信するに至りました。

この考え方に立脚して、ヘッジ手段の1つとして保険を利用するならば、“オールリスクカバーされる保険の調達”こそがお客さま代理人である弊社の最高の努力目標になることが、ご理解いただけるものと信じております。

したがって、お客さまとの取引開始にはオールリスクカバーによる防御の何たるかを十分に時間をかけてご説明させていただくことにより、これが私たちのリスクサービスの根幹をなすものであることをご理解いただきたいと希望しております。



日本総険のサービス

リスクのカバーリングと保険料コスト低廉化への取組み

リスクのカバーリングの取組み

お客様の企業業態は、リスク視点では複雑なものがあります。これまでは一つの財物、一つの危険を対象としてハンドリングという保険手当がなされ、保険購入がなされてきました。しかしながら企業活動が情報面ではIT化され、自己の安全対策では防御できないサイバーリスクやヒューマンエラーによる業務過誤が見逃すことが出来ない大きな課題となっています。リスクが連動する時代となり単純なハンドリングでは企業が守れない環境となっています。これからはカバーリングという概念でリスクに関心を寄せることが求められるのではないのでしょうか。

保険料コストの低廉化への取組み

保険料コストの低廉化には、ロスプリベンションという取組みが必要です。ロスプリベンションは事故処理の結果として発生原因の分析から再発を防ぐ対策で、防災施策の改善を図る業務の総称です。この努力こそがコスト削減の具体的手段でお客様の企業努力と併せて取組みを行い、お取引3年でロスプリベンションの成果を生み出すことが可能としています。

〔具体的な取組みについて〕

企業リスクを、経済的合理性をもって転嫁し、引き受けるのが保険会社であり、お客様と保険会社との間に流通するのが保険証券なのです。この保険証券を購入するには課題があって、お客様側では、具体的なリスクに対しいくらの補償金額をいくらの対価（保険料）を支払えばよいのかという課題が付きまとい、保険会社の側では、どの位の発生危険があって最大損失額はどの位を想定しておいたら良いかという課題があるのです。双方の見合いの結果は簡単で、保険料と保険金のバランスを50%に収めることが解決なのです。50%ではお客様側が「損」と思えることになるのですが、保険契約とは万一の損失発生に備えるものとして考えておくのが王道で、万一は毎年発生することではないのですから、ロス50%を目標として合理的に保険活用を工夫するのです。結言としては、企業リスクをもれなく洗い出して補償額をリスク別に算出し、これを経済合理性で保険証券を買うというのが、当社がお客様から委託を受けたサービスの取組みのねらいです。

IBA 日本総険
Insurance Broking & Agency



株式会社 日本総険

香川県高松市古新町 2-3 三井住友海上高松ビル 2F・3F
TEL 087-823-2850
FAX 087-823-2775
e-mail: info@iba-ns.co.jp